

屋島活性化基本構想

平成25年1月

高 松 市

目 次

第1章	基本構想策定の背景と目的	
1	基本構想策定の背景	1
2	基本構想策定の目的	1
第2章	屋島の現状と課題	
1	屋島の現況	2
2	特性・価値	14
3	課題	15
第3章	屋島活性化に向けた基本方針	
1	基本的考え方	16
2	基本方針と活性化方策の方向性	16
第4章	屋島活性化に向けた取組	
1	具体的施策・事業	20
2	重点を置いて取り組む施策・事業	20
3	効果的な実施のために留意が必要な施策・事業	21
4	個別課題への対応	22
第5章	屋島活性化基本構想の実現に向けて	
1	推進計画の作成	23
2	推進体制の考え方	23
3	推進における参画と協働	24
別表	屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業	25
資料		
	屋島会議委員等名簿	33
	屋島会議開催経過	34
	屋島の歴史年表	35
	屋島山上廃屋施設の状況	40

第1章 基本構想策定の背景と目的

1 基本構想策定の背景

本市東部に位置する屋島は、昭和9年に瀬戸内海国立公園ならびに国の史跡及び天然記念物（以下「史跡天然記念物」という。）に指定されており、山上からの多島海景観の眺望が優れているほか、四国霊場八十八箇所や源平合戦などに関わる人文景観も豊富な、本市が誇れる貴重な地域資源です。

一方で、屋島への観光客数は、瀬戸大橋の開通や山上水族館のリニューアル等により、持ち直した時期はあるものの、昭和47年の年間246万人をピークとして、趨勢としては長期低落傾向にあり、最近では50万人台で推移しています。

また、屋島山上においては、各種施設の老朽化が進み、建物が廃屋として放置されるなどの問題が顕在化するとともに、平成16年には山上へのアクセス手段として重要な役割を担っていた屋島登山ケーブルが休止され、再開することなく廃止に至りました。

しかしながら、最近では、日本書紀に記されている古代山城の一つである「屋嶋城跡」が、平成14年に確認されるとともに、これまで屋島山上の景観を阻害していた廃屋の撤去が進むなど、屋島再生につながる好ましい兆しも見られていることから、これらを契機として、屋島が有する文化財等の保存・活用を核とした「屋島」全体の活性化が強く求められています。

2 基本構想策定の目的

この屋島活性化基本構想は、前述の基本構想策定の背景を踏まえ、屋島の持続性のある活性化に向け、市民と一体となって、その特性や価値の保存と地域資源としての有効活用を図るために必要な基本方針や具体的方策を明らかにし、今後における本市の施策・事業に反映させることを目的に策定するものです。

なお、策定に当たっては、平成23年8月に設置した、屋島に関わる各分野の有識者等で構成する屋島会議（会長：植田和弘京都大学大学院経済学研究科教授）に対し、基本構想に盛り込むべき事項等について諮問し、同会議においては通算7回の会議による調査・検討を経て、24年11月19日に「屋島活性化基本構想（仮称）最終報告」として取りまとめられ、答申を受けたところであることから、同最終報告の内容を踏まえるものとします。



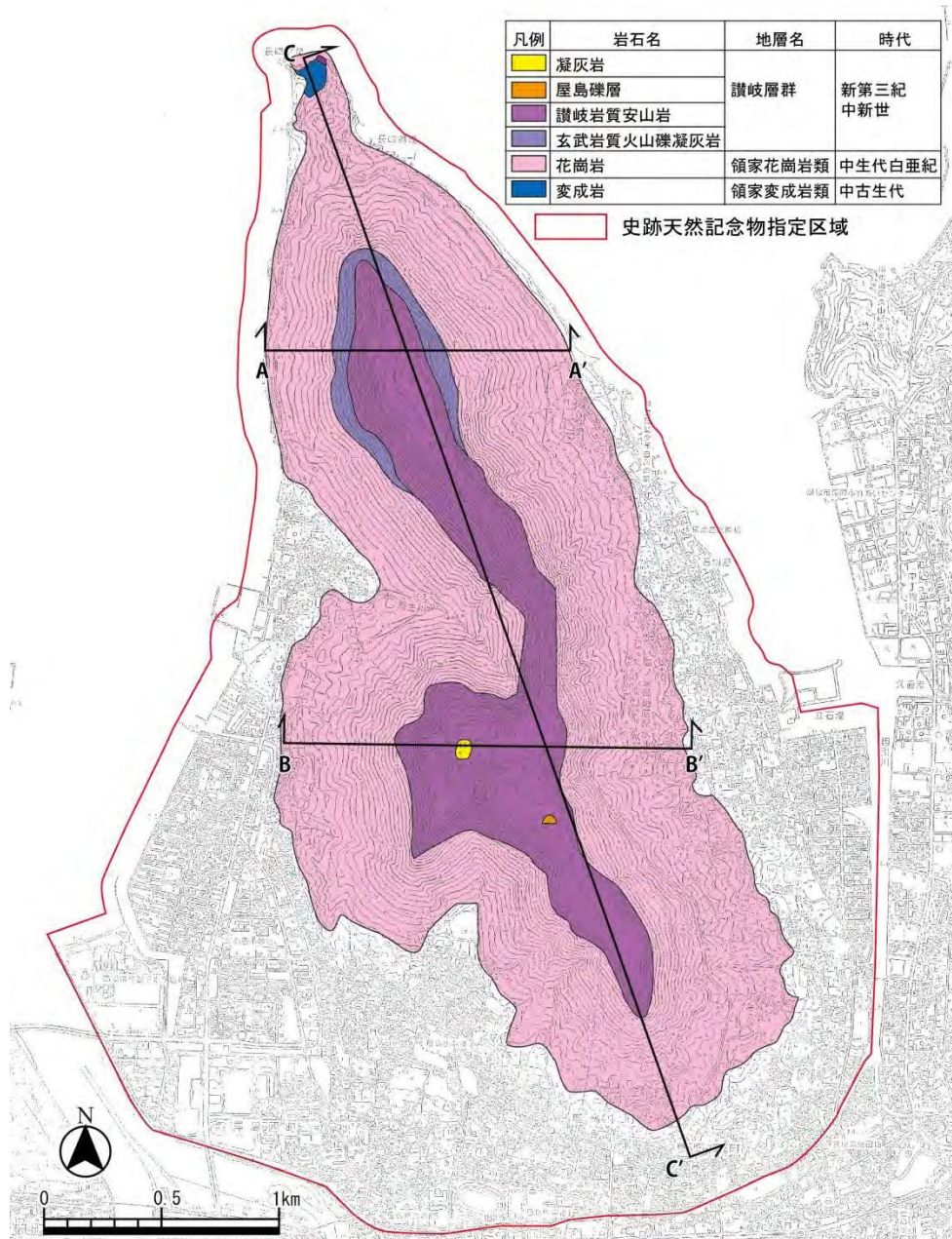
第2章 屋島の現状と課題

1 屋島の現況

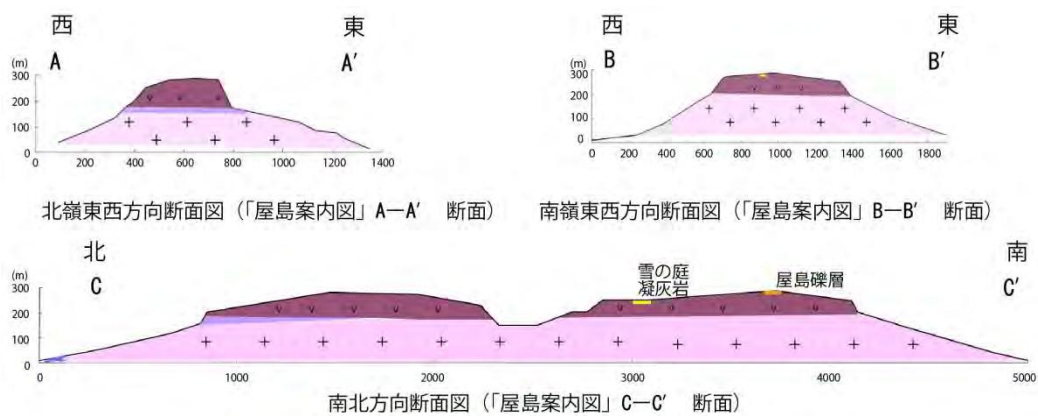
屋島の活性化に向けた取組を進めるために踏まえるべき屋島の現況として、自然環境、社会環境および主要な文化財等に分類した概要については次のとおりです。

(1) 自然環境

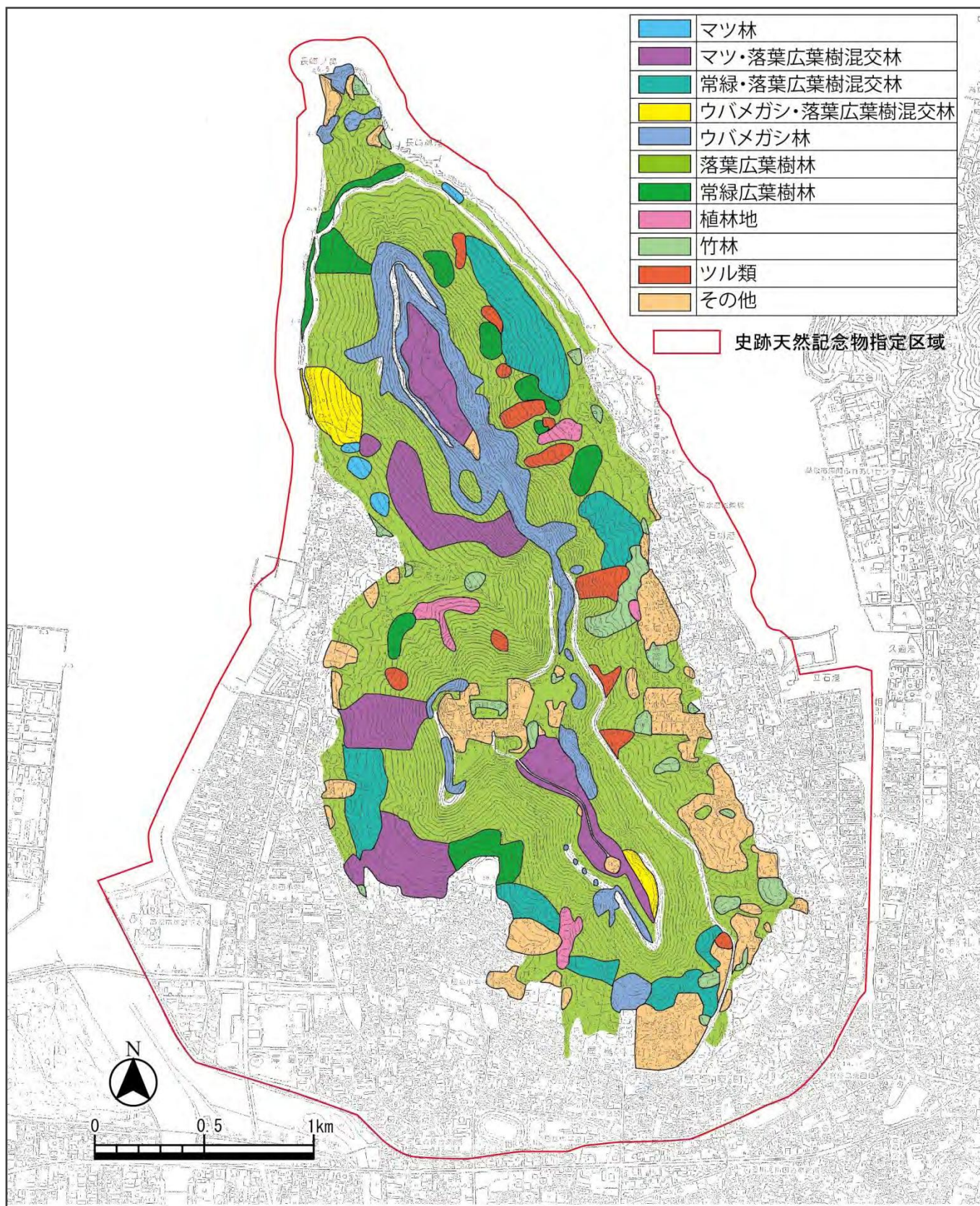
項 目	概 要
地形・地質	標高292m(南嶺)、282m(北嶺)、南北幅約5km、東西幅約2kmの瀬戸内海に突き出た、南北に長い台地状の独立丘で、かつては島でした。 山頂部を構成する硬質な讃岐岩質安山岩は、山頂の平坦面と山頂を囲む急崖を形成する典型的なメサで、山腹斜面の傾斜は急崖直下から次第に緩くなり、山麓は緩傾斜、沿岸は平坦です。 (3頁：屋島の地質断面図参照)
水 系	おおむね南北に走る山頂尾根部が東西方向の分水界を形成しており、主な河川として、屋島の南嶺と北嶺を分け西へ延びる谷部を流れる浦生川と、南部住宅地区を貫流する大谷川があります。また、屋島の裾部にある相引川や汐入川は、それぞれ屋島と古高松との間の海峡と、屋島と亥ノ浜塩田埋立地との間の海の残りです。
植 生	かつては、マツ林が優占していましたが、現在は、マツクイムシの被害により、マツ林内にコナラ、クヌギ、クリ、カエデ等の落葉広葉樹も見られ、全体としては、落葉広葉樹が主体となっています。 北嶺の山頂部から山頂直下の崖錐部では、屋島の特徴的な植生であるウバメガシの純林に近い状況で、南嶺でも山頂部から山頂直下の崖錐部にウバメガシ林が見られます。 (4頁：植生の現況参照)
動 物	哺乳類は、コウモリ類、食虫類、野鼠類の小型哺乳類のほか、平成20年ごろからイノシシの生息が確認され、現在では林地のほぼ全域に生息しています。 このほか、鳥類を始め、両生類や爬虫類、豊富な昆虫が確認されています。 (5頁：貴重な動物分布図参照)
景 観	瀬戸内海の多島美が眺められる展望地とともに、瀬戸内海に突き出した山頂部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的景観となっています。 また、屋島裾部の平坦地等には、数多くの住宅や大規模構造物等が分布し、屋島の南裾部では景観が変わりつつあります。



屋島の地質平面図

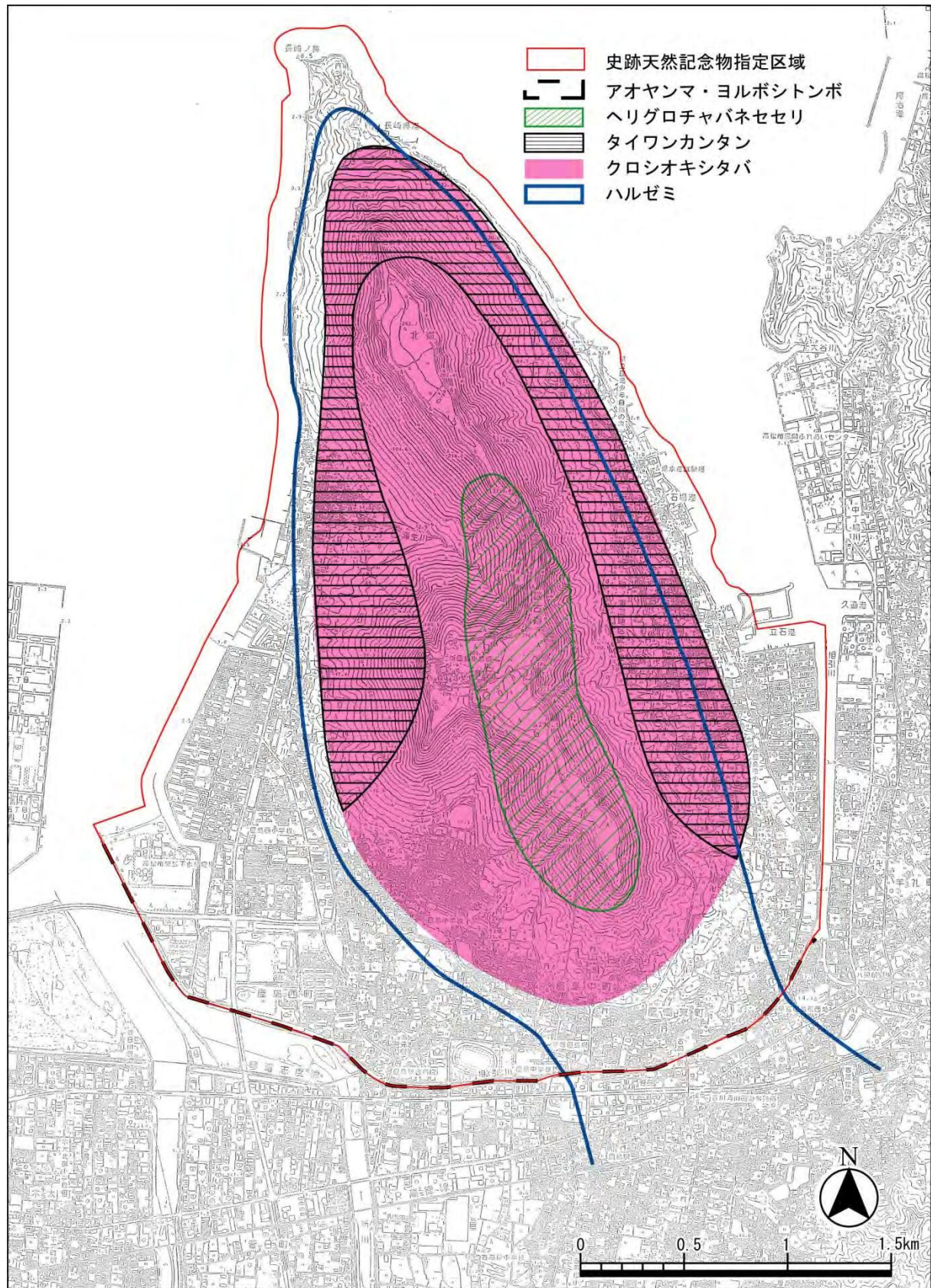


屋島の地質断面図



(香川大学が高松市から受託して実施している「天然記念物屋島調査業務」による)

植生の現況

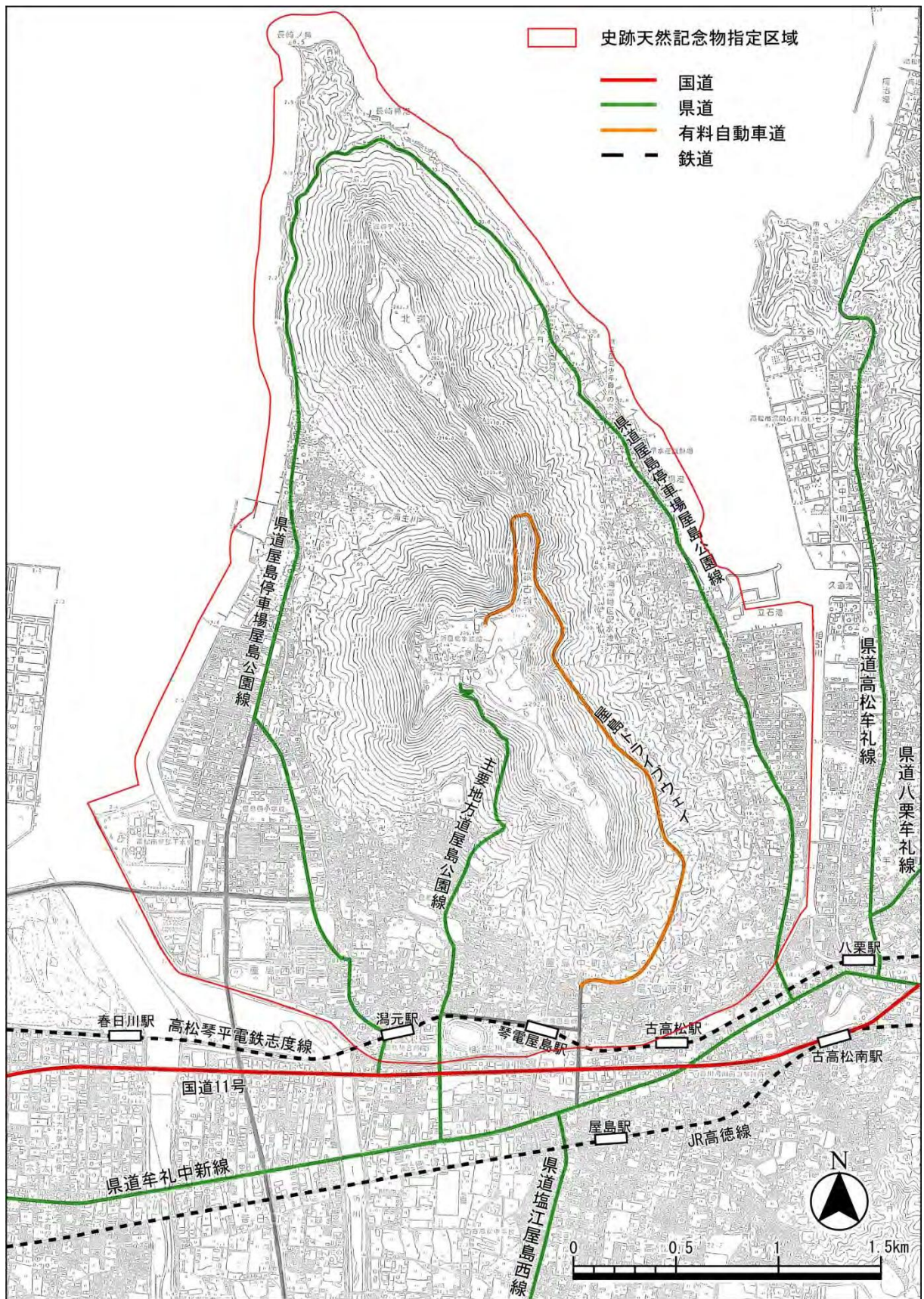


第2回環境庁自然環境保全基礎調査(昭和57年)一部修正

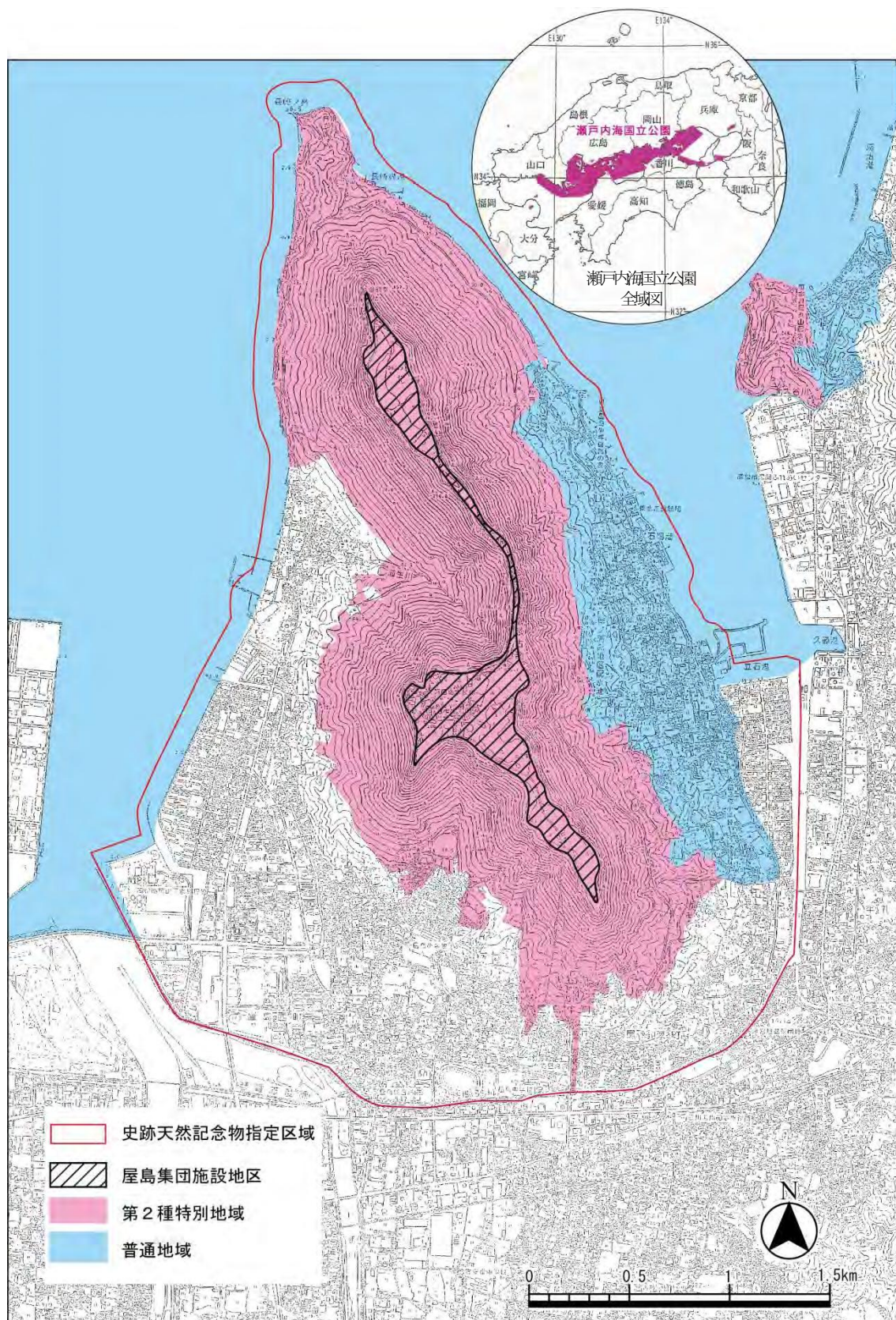
貴重な動物分布図

(2) 社会環境

項 目	概 要
土地利用	<現況土地利用> 屋島の中央部に山頂の平坦地があり，それを山麓斜面や平坦地が取り囲み，さらに水面（海，河川）が取り囲むという環状の地形が，おおむね土地利用を規定しています。また，斜面地は，おおむね樹林地（一部畑地，果樹園等）となっていますが，他の地区の土地利用は多岐にわたっています。 <土地利用の変遷> 山麓平坦部での変化が著しく，特に，塩田跡地は，塩田の廃止や市街化区域の線引き（昭和46年）により，宅地化が推進されました。また，海岸部においては，浦生漁港，石場港，立石港付近で埋め立てが行われ（昭和30年代），海岸線が変化しています。
道路・交通	屋島南端を鉄軌道である高松琴平電鉄志度線が東西に走っているほか，山頂に至る動線として，歴史的道路の遍路道がありますが，山麓から山頂に至る車道は，唯一，有料道路のみです。なお，ケーブル（屋島登山鉄道）がありましたが，平成16年に休止されました。 （7頁：道路交通網図参照）
人口・世帯数	屋島地域の登録人口は，平成24年11月1日現在，21,157人（市の約5%），世帯数は9,216世帯（市の約5%）となっており，南部平坦地部は，人口集中地区となっています。
産 業	かつては，農業，漁業，商業のほか，塩業，採石業，窯業なども見られ，産業の場として利用されましたが，採石業の廃止に続き，戦後には塩田も廃止となり，その後，都市化の進行とともに，農業の兼業化，漁業の養殖漁業化等が進みました。 また，明治中頃から観光産業が興り，屋島は高松市を代表する観光地となりました。
観光レクリエーション	屋島は，栗林公園とともに高松市を代表する観光地であり，主たる施設として屋島寺，眺望（屋島三大景～獅子の霊巖，談古嶺，遊鶴亭），新屋島水族館，四国民家博物館（四国村）などのほか，源平合戦古戦場などの名所，旧跡があります。 また，様々なジャンルの音楽を取り入れたイベントのほか，ウォーキング等自然を活かした数多くの事業が行われています。 （8頁：屋島における史跡天然記念物および国立公園指定区域，9頁：屋島および周辺主要観光施設位置図参照）
公共施設	屋島は市街地にあり，地域には2万人余の居住者を有するため，小・中学校，幼稚園，保育所，コミュニティセンター，公園，陸上競技場，公営住宅等，都市基盤施設としての公共施設が数多く分布しています。
民間施設	主たる民間施設は，観光レクリエーション施設，商業施設（宿泊，飲食，土産物他），業務施設，福利厚生施設，工場等があります。また，屋島には数多く宗教施設が分布しています。
土地所有	屋島の斜面地等の樹林地は，おおむね国有地で，他は大半が民有地となっています。山頂平坦地については，南嶺は，おおむね屋島寺などの民有地，北嶺は国有地（環境省）で，斜面地はおおむね国有地（林野庁）です。
法規制	屋島には，文化財保護法や自然公園法などの様々な法的規制がかかっています。 （10頁：屋島に係る法規制一覧参照）

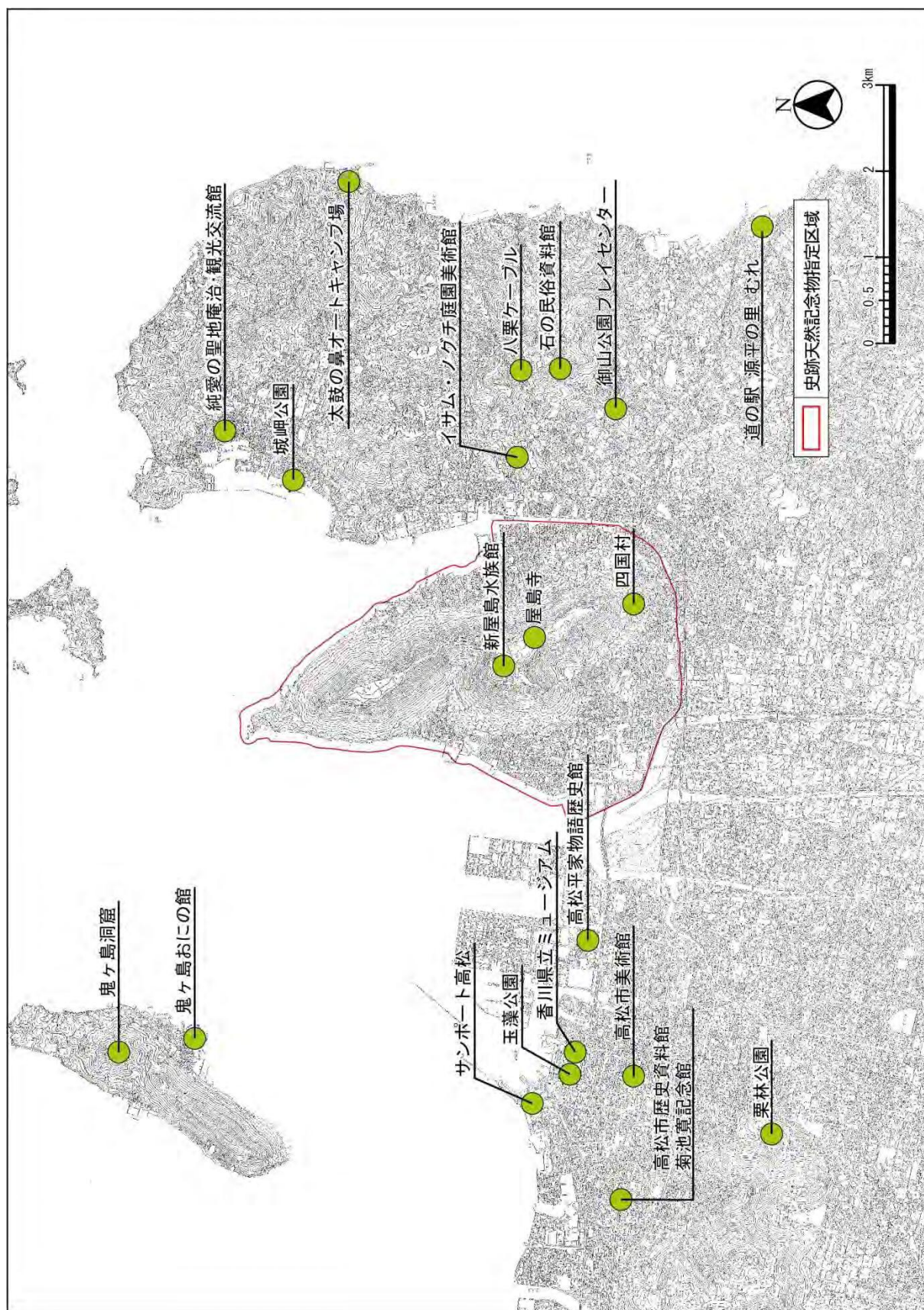


道路交通網図



屋島における史跡天然記念物および国立公園指定区域

(全域図は『日本の自然公園』1989 講談社より)



屋島および周辺主要観光施設位置図

屋島に係る法規制一覧

法 律	規 制 区 域	指 定 状 況
文化財保護法	史跡天然記念物指定地 周知の埋蔵文化財包蔵地	史跡天然記念物指定地 1 箇所 埋蔵文化財包蔵地 2 1 箇所
都市計画法	都市計画区域 地域地区（用途地域、特定用途制限地域）	山麓平坦部は用途地域、山上および斜面地部分は特定用途制限地域
都市計画法 建築基準法	用途地域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準工業地域
景観法	市全域	景観計画区域（一般区域）
屋外広告物法	主要路線沿線等	禁止地域
国土利用計画法		5,000 m ² 以上の土地取引
自然公園法	国立公園	・保護計画：特別地域、普通地域 ・利用計画：集団施設地区、単独施設（園地、車道、歩道など）
農地法	農地・採草放牧地	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	用途地域および国有林を除外した区域
国有林野の管理経営に関する法律	国有林	林班 25・26・27、面積 366.07ha
森林法	保安林（土砂流出防備、風致、保健） 地域森林計画対象民有林	404.86ha（国有林 357.79ha、民有林 47.57ha） 面積 103.85ha
道路法	道路区域・沿道区域・道路予定地	
砂防法	砂防指定地	浦生川（屋島西町丸山 3.33ha）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	屋島西町（浦生・浜島・飛石） (3.01ha, 延長 724.0m)
河川法	河川区域・河川予定地	相引川（2級河川）
海岸法	海岸保全区域	浦生、潟元・浜北、石場、屋島西、立石港、浦生漁港
公有水面埋立法	公有水面	
港湾法	港湾区域・港湾隣接区域	立石港、石場港、長崎鼻港、高松港
漁港漁場整備法	漁港区域	浦生漁港
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域	屋島鳥獣保護区（県設）面積 818ha 高松屋島特定猟具使用禁止区域（銃） 面積 308ha

(3) 主要な文化財等

(13頁：主な文化財等分布図参照)

名 称	概 要
屋嶋城跡	天智天皇6(667)年に築かれたと日本書紀に記述された古代山城で、平成10(1998)年に一部の石垣が、また、平成14(2002)年には、城門遺構が確認され、現在、保存整備工事が実施されています。 また、浦生城壁は、浦生東側の谷奥に造られた城壁で、テラス状平坦地は、南嶺山頂にあり、平坦面の北側斜面にあたる幅約2m、延長約100mの帯状城壁と考えられます。
屋島寺	創建(754年)は鑑真とされ、その後、空海が南嶺に伽藍を移し、真言密教の道場にしたと伝えられており、四国霊場八十八箇所第84番札所として参詣者が絶えません。 また、創建以来長い歴史を持つ屋島寺には、重要文化財屋島寺本堂、木造千手観音坐像、梵鐘の指定文化財も含め、数多くの寺宝が残されています。
千間堂跡	北嶺山頂に伝わる屋島寺の創建地跡です。
源平合戦古戦場	源平合戦の戦場跡で、佐藤継信の墓、安徳天皇社、菊王丸の墓、赤牛崎、血の池等の伝承地があります。 これらはすべて伝承であり、考古学的検証は得られていませんが、鎌倉時代に記された『吾妻鏡』には、「以讃岐国屋嶋為城郭」、「屋嶋内裏」、「焼失内裏併内府休幕以下舎屋」などの記載があり、今後の各種の調査研究が期待されます。
メサ地形	屋島の天然記念物としての指定理由の一つで、その指定説明として「頂上ハ平夷ナレドモ四周絶壁ヲ繞ラシ地形上『メサ』ノ標式的ナルモノトシテ其ノ名ヲ知ラル」とあり、硬質のキャップロック（帽岩）による屋島の地形を最も特徴付けています。
畳 石	史跡天然記念物の指定説明に「頂上近キ處ニ露出スル通称『畳石』ハ板状節理ノ最モ美ナルモノトシテ著名ナリ」とあり、讃岐岩質安山岩の水平方向に発達した板状節理の露頭で、屋島寺へ至る遍路道沿いの南嶺南斜面に位置します。
長崎鼻古墳	古墳時代前期末から中期初めの葺石をもつ前方後円墳で、阿蘇熔結凝灰岩の石棺が埋納されています。平成8年から10年度には確認調査が行われましたが、今後、本格的な発掘調査や遺構の解明、さらにはその成果を生かした保存のための環境整備が望まれます。
浜北古墳群	前方後円墳および円墳からなる古墳群です。前方後円墳からは、土器が出土しています。
その他の古墳	その他、中筋北古墳、屋島中央東古墳、屋島中央西古墳、金刀比羅宮社域古墳、東山地古墳、谷東古墳、湯の谷1～3号墳があります。
鵜羽神社境内遺跡	鵜羽神社域の古墳時代後期師楽式土器の散布地で、遺跡の広がり等は確認できていませんが、海浜部の遺跡として、かつ登山口に位置する遺跡として重要です。
屋島経塚(冠ヶ嶽)	石材を積み上げた経塚跡で、日本最大級の規模です。 南嶺先端部で良好な展望を有します。
塁状遺構	南嶺西側山麓のほぼ傾斜変換点を走る総延長数百mに及ぶ土塁で、山側に溝があり、突出した尾根を横切る部分は空堀状です。特に南部は土塁、溝とも規模が大きく、浸食が著しい箇所もあります。

名 称	概 要
その他の遺構	屋島の各所に人工的な地形が見られ、南嶺駐車場東側平坦地は、三段に整えられた平坦地で、南嶺南西部先端平坦地は、尾根筋の先端に所在し、階段状遺構は、石積による十数段の階段状施設が道路に沿って築かれています。
長崎鼻砲台跡	文久3(1863)年に藤川三溪によって築かれた砲台跡で、現在も下段の強固な石積や、上段の屯所跡に方形の土塁跡が遺存しています。 砲台を設けられた場所にふさわしく眺望に優れ、女木島、男木島、大島、豊島、小豆島などを一望に望むことができます。
石場の花崗岩丁場跡	花崗岩の未風化核岩（玉石）を切り出した丁場跡で、花崗岩玉石には矢穴の跡が残っています。
洞窟群（採石場跡）	標高150m前後の地点にある、暗灰色火山礫凝灰岩の採石場跡の洞窟です。北嶺北部に7箇所、北嶺西部に1箇所が確認されており、中には長さ120m以上にわたるものも見られます。戦前まで「屋島の黒石」（豊島石と類似）として採掘されたとの記録があります。
遍路道	四国霊場八十八箇所の札所を巡る道で、沿道には今も道標や丁石が残されており、また、山中には、加持水や不喰梨といった、大師にまつわる伝承地を始め、石碑や石仏が点在しています。
屋島神社と参道	初代藩主松平頼重が東照宮の神霊を奉納したことに始まり、8代藩主松平頼儀によって当地に移されました。昭和48(1973)年の失火で本殿・拝殿が全焼し、唐門等が往時の姿をとどめています。
照石神社	北嶺の崖から崩落した讃岐岩質安山岩で、通称「オテレッサン」と言い、巨石信仰の典型的な例です。
花崗岩と讃岐層群との不整合	ドライブウェイ、談古嶺展望台の反対側斜面にあり、花崗岩と讃岐層群の不整合は擁壁のため観察できませんが、両者が近接しています。 道路擁壁の上方には、酸性凝灰岩を讃岐岩質安山岩が覆う露頭があります。
凝灰岩	白色の酸性凝灰岩の堆積物で、讃岐岩質安山岩の上位に白色の酸性凝灰岩が見られるのは香川県ではこのみで貴重です。 屋島寺では、この凝灰岩の表面を造形して雪を見立てて作庭し、名所（雪の庭）として、屋島寺境内の屋島寺宝物館（有料）で利用者は見学できます。
屋島礫層	湖沼性堆積物の細礫層で、屋島の形成過程を物語る貴重な地層です。
ウバメガシ林	原生的なウバメガシ（ブナ科）の林で、屋島を特徴付ける植生です。 (4頁：植生の現況参照)
魚見台	江戸時代、魚群等の発見に使われていた物見台跡で、現在も良好な眺望を有し、展望所として整備されています。屋島の漁業の歴史を知る上で貴重です。
眺望点	南嶺西部の獅子の霊巖、東部の談古嶺、北嶺北端の遊鶴亭からは、それぞれ高松市街地・五色台方面、源平古戦場の檀ノ浦一帯、女木島、男木島などの瀬戸内海の多島美を眺望でき、屋島三大展望所となっています。 これ以外にも整備された展望台が数箇所あるほか、山頂部随所の木々の合間から眼下を一望できます。
市街地や海上からの展望	メサ地形とそれを被覆する樹林とが独特の景観を形づくり、高松市のランドマークとなっており、海上からのシークエンス景観（移動景観）により、屋島の持つ地形や特徴をよく把握できます。

2 特性・価値

前記「1 屋島の現況」の内容から、屋島の有する特性・価値について、「貴重な自然環境と良好な眺望」と「生活・生産と歴史・文化・信仰」に分けて整理してみると、屋島は、市民に愛着を持って大切にされ、より多くの人々に観てもらいたい地域資源である「高松市のシンボル」として位置付けることができます。

貴重な自然環境と良好な眺望

瀬戸内海に面した屋島の地形は、メサと呼ばれるテーブル状の台地で、山頂のキャップロック（帽岩）を構成する讃岐岩質安山岩の節理の発達した畳石とともに学術上貴重なものでありますことから、天然記念物の指定を受けました。

また、山上からは瀬戸内海を代表する多島海の優れた景観を眺望できることなどにより、瀬戸内海国立公園にも指定されています。

一方、海上はもちろん、高松平野の至る所から、屋島を望見することができ、ランドマークとしての役割を果たしてきました。このことから、本市におけるシンボリック存在となっています。

さらに、ウバメガシ林を始めとした、貴重な動植物が生息し、豊かな緑が現存する空間として、山麓地帯が都市地域にありながら、自然と人々が共生する貴重な自然環境を有しています。

生活・生産と歴史・文化・信仰の地

屋島は、古くから屋島独特の歴史が育まれ、文化が形成されてきました。

その結果、屋嶋城・屋島寺・源平合戦古戦場など数多くの貴重な歴史的・文化的資源が残され、史跡の指定を受けています。市民を始め、来訪する人々が独特の歴史と文化に触れることができるとともに、四国霊場八十八箇所の第84番札所屋島寺があることで、お遍路さんを始め、数多くの人々が訪れる信仰の地でもあります。

また、山麓部においては、漁業等が展開し、瀬戸内海の豊かな海と後背地の丘陵が一体となった価値を形成しています。

高松市のシンボル

屋島は、その特徴的な地形や地質、豊かな自然環境などとともに、長い歴史やその中で培われてきたふるさとを特徴付ける様々な物語を有することから、多くの市民に親しまれてきた点において、その価値は大きく、本市における、物理的、精神的シンボルと位置付けられます。

3 課題

屋島の有する特性・価値としての「貴重な自然環境と良好な眺望」に関しては、自然植生において必ずしも十分な計画的かつ体系的な調査・管理が行われていないほか、景観上好ましくない廃屋等の存在などの問題が存在しています。

また、「生活・生産と歴史・文化・信仰」に関しても、文化財としての発掘調査等の各種調査や保存・活用に向けての環境整備が十分でない状況にあります。

さらに、本来、高松市を代表する観光地でありながら、核となるガイドンス施設等がないほか、新屋島水族館の老朽化への対応や山上アクセスの利便性の問題など、多様な特性・価値を観光資源として有効活用できていないという現状があります。

これらのことを踏まえ、本市のシンボルとしての屋島の特性・価値の保存・活用に向けた基本的な課題について、以下のように整理します。

総合的課題	個別的課題
① 屋島全体の自然環境、景観および文化財の調査・把握・活用（未確認のものも含む） ② 市民の屋島に対する価値の認識と愛着の醸成 ③ 屋島の持つ魅力の顕在化と屋島の活性化	① 廃屋撤去後の更地の利活用 ② 水族館の老朽化 ③ ドライブウェイを含む屋島山上へのアクセス ④ ケーブルまたはケーブル跡地、ケーブル跡施設の取扱い
共通課題	
自然環境・景観等の保全 推進体制の整備・構築	

第3章 屋島活性化に向けた基本方針

1 基本的考え方

屋島の持続性のある活性化のためには、屋島を学び、調べることによって、多様な特性・価値を発見、または創造し、それらを通して愛着を育み、発信・受信し、交流することにより、更なる特性・価値を再発見・新発見・創造する好循環を生み出していくことが重要です。

このことから、屋島活性化の取組に当たっては、屋島の有する特性・価値を将来にわたり継承しつつ、市民を始め、広く屋島を訪れる人々に知ってもらうため、屋島の貴重な自然や文化財について、触れ、学ぶことができ、あるいはレクリエーションの場となり得る、適切な情報の提供と環境の整備に総合的に取り組むことによって、世界に誇れる高松市のシンボルとなる屋島として再生することを基本的考え方とします。

2 基本方針と活性化方策の方向性

前記「1 基本的考え方」を踏まえ、本市として屋島活性化に向けて取り組むための基本方針および基本方針を具現化するための活性化方策の方向性を次のとおり示します。

基本方針 ア 貴重な自然環境や文化財の継続的かつ体系的な調査・研究と保全

【活性化方策の方向性】

屋島の地形・地質・動植物等、自然環境の学術的調査・研究や、寺社・民俗・遺跡等の解明を継続的・体系的に推進することで、屋島の価値を明確にするとともに、将来にわたり屋島を保全します。

また、屋島の有する名勝的価値を、今後においても適切に保存・活用するため、更なる調査・研究を進めます。

- ① 地形・地質・動植物等自然環境の調査・研究と保存・活用
- ② 寺社・民俗・遺跡等の調査・研究と保存・活用
- ③ 名勝的価値の調査・研究
- ④ 各分野の学際的調査・研究
- ⑤ 各種調査・研究成果の体系的整理
- ⑥ 調査・研究成果の蓄積と情報発信システムの整備

基本方針 イ 歴史・文化・信仰に富む屋島の再発見と活用

【活性化方策の方向性】

歴史・文化・信仰の地であるとともに、人々の生活・生産の場でもある屋島の古くから受け継がれてきている魅力を再発見し、屋島にふさわしい活用策を展開します。

- ① 歴史・文化・信仰・生活・生産の魅力に関する情報の公開・交流・活用
- ② 特性・価値等の多面的な情報の発信
- ③ 屋島を知ることを目的としたイベントの開催
- ④ 屋島に関連した文化的（歴史・伝統等）イベントの開催
- ⑤ 魅力ある資源としてのソフト・ハード面での活用
- ⑥ 沿革の分析・把握と成果の将来への活用

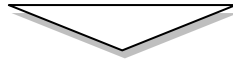
基本方針 ウ 知的欲求を満たす「文化観光」の創造

【活性化方策の方向性】

基本方針ア・イで掲げた方針に基づき、地域の宝物である屋島が、さらに輝くものとなるよう、新たな価値を創造するとともに魅力を創出し、「文化観光」の核としての保存・活用を図ります。

- ① 屋島全体の特性・価値等のPR
- ② 屋島を知り、学べる施設の整備
- ③ 観光施設・休養施設・便益施設等の充実
- ④ 周辺観光施設等との連携
- ⑤ 更地の有効的な活用
- ⑥ アクセス環境の向上
- ⑦ ケーブル施設等の利活用
- ⑧ 屋島を楽しむイベントの開催

基本方針 エ ^{まち}都市づくりと連動した景観の保全と再生

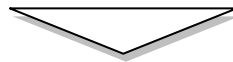


【活性化方策の方向性】

瀬戸内海に開けた本市の特徴の一つである「多島海景観」や、良好な「市街地景観」を屋島から眺望するとともに、屋島の山容（メサ地形）や豊かな緑を、瀬戸内海や市街地等から望むことができるよう、魅力ある都市づくりを推進し、美しい景観の保全と再生を図ります。

- ① 眺望ポイントの整備
- ② 山容を望む場の確保
- ③ 屋島を望む景観の保全
- ④ 近傍公共的施設の活用

基本方針 オ 屋島の有する特性・価値の次世代への継承



【活性化方策の方向性】

古くから受け継がれてきている屋島の特性・価値を、市民一人一人が認識するとともに、それらの適正な保存・活用を図ることで、屋島に対する市民の愛着や誇りを醸成し、高松市の貴重な地域資源として次世代へ継承、発展させていくことの大切さを市民全体で共有します。

- ① 子どもたちの屋島に接する機会の創出
- ② 分かりやすい情報提供
- ③ 家族でくつろげる施設の整備等
- ④ 家族で参加できるイベントの開催

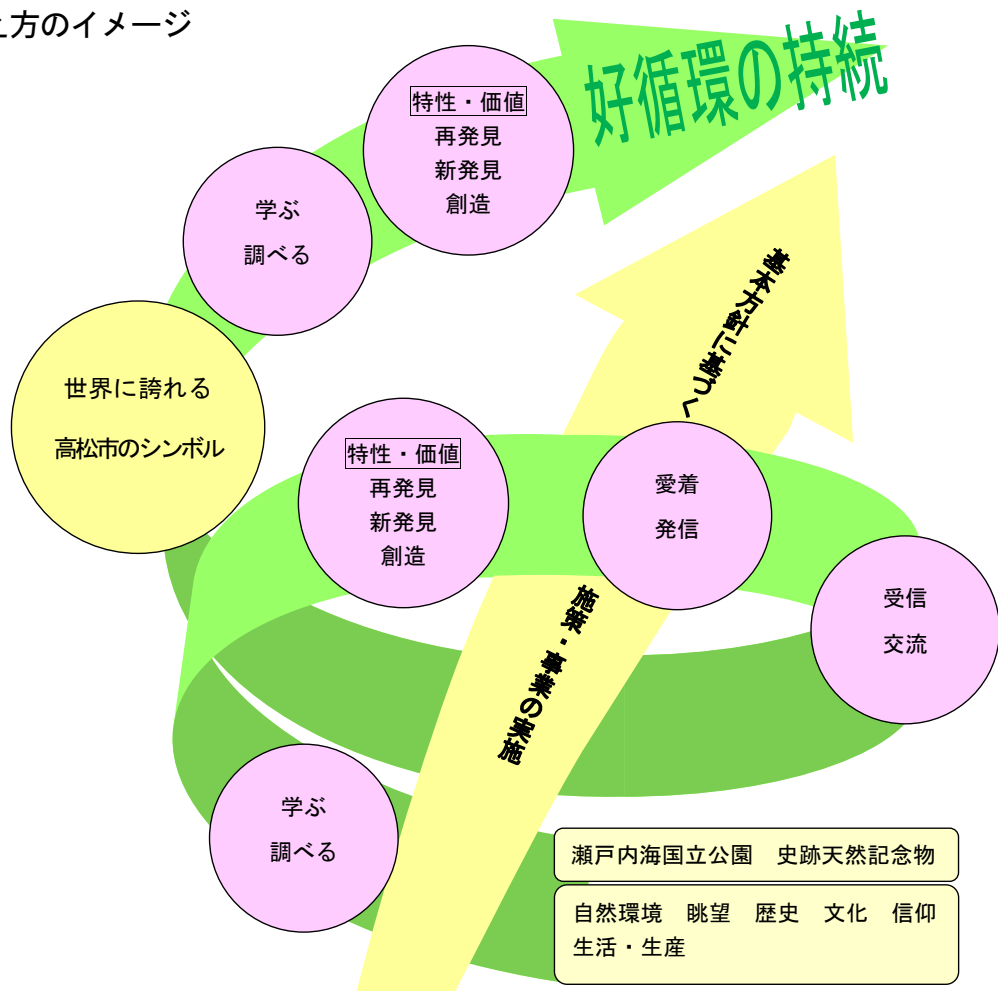
基本方針 カ 実効性のある推進体制の整備・構築

【活性化方策の方向性】

多面的価値を持つ屋島の活性化を目指すため、調査・研究、管理・運営が効果的に実施できるよう、関係機関等の連携による、ネットワークを構築することにより、楽しみながら屋島を再発見していく仕掛けも含んだ、実効性のある推進体制を確立します。

- ① 調査・研究、保存・活用、管理・運営関係各機関ネットワーク構築
- ② 屋島活性化方策推進体制の整備
- ③ 屋島に関わる人材の育成

基本的考え方のイメージ



基本方針

- ア 貴重な自然環境や文化財の継続的かつ体系的な調査・研究と保全
- イ 歴史・文化・信仰に富む屋島の再発見と活用
- ウ 知的欲求を満たす「文化観光」の創造
- エ 都市づくりと連動した景観の保全と再生
- オ 屋島の有する特性・価値の次世代への継承
- カ 実効性のある推進体制の整備・構築

第4章 屋島活性化に向けた取組

1 具体的施策・事業

屋島の活性化に向けた具体的施策・事業については、屋島会議において、同会議での調査・検討を始め、市民へのアンケートやシンポジウムでの議論などを通し、「別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業」（25～30頁）に掲げた44の施策・事業に取りまとめられ、同会議からの答申「屋島活性化基本構想（仮称）最終報告」に盛り込まれています。本市としては、これら44の具体的施策・事業について、屋島会議における提言の趣旨を踏まえ、屋島の再生に向けた本市の取組の核を成すものとして真摯に取り組むものとします。

なお、これら施策・事業のみの実行に限るものでないことは言うまでもなく、屋島に関わる部門においては、屋島の活性化に向けた問題意識を常に持ち、効果的な施策・事業の追加・拡充・見直しを継続的に図るものとします。

2 重点を置いて取り組む施策・事業

(1) 4つのキーワードから導かれる重要な視点

屋島活性化に取り組むに当たっては、屋島の現況や課題等を勘案し、「屋島の優れた特性・価値」、「拠点施設」、「歩いて楽しむ」および「継承」の4つを屋島活性化の重要なキーワードとして捉えました。これらのキーワードから導かれる取組に当たっての重要な視点については、次表のとおりです。

キーワード	重 要 な 視 点
屋島の優れた特性・価値	【視点1】優れた特性・価値を調査・研究し、保存・活用するため、それらを顕在化させる取組を行います。
拠 点 施 設	【視点2】山上を訪れる人々に屋島を知ってもらうため、人が集まり学び、楽しみ、交流できる拠点づくりを行います。
歩いて楽しむ	【視点3】文化財や史跡、自然、景観に触れるため、歩いて楽しむことのできる環境づくりを行います。
継 承	【視点4】貴重な地域資源を守っていくため、将来を担う子どもたちに屋島の持つ特性等を継承していきます。

(2) 重点取組施策・事業

前記における4つのキーワードから導かれる取組に当たっての重要な視点から、「別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業」に掲げた44の施策・事業のうち、次表の施策・事業について特に重点を置いて取り組むものとします。

視点	施 策 ・ 事 業
視点 1	文化財の保存・整備・活用(36), 史跡・天然記念物屋島基礎調査の実施(37), 名勝についての調査・研究(30), 讃岐ジオパーク構想との連携(38)
視点 2	ビジターセンター〔ガイダンス施設〕の整備(32)
視点 3	自然探訪・史跡巡り等歩く行事の開催(13), 屋島のパンフレット・マップ等の作成(16), 便益施設等の整備(33), 登山道・遍路道等の整備(43), 定期シャトルバス路線の拡充(18)
視点 4	遠足等コース設定(23), 屋島少年自然の家体験学習との連携(22), 子ども向けパンフレット等の作成・活用(25), 屋島地域交流イベントの開催(26), 展望・芝生公園の整備(39)

※表内括弧書き数字は、「別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業」に付した番号。（以下、3についても同じ）

3 効果的な実施のために留意が必要な施策・事業

「別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業」に掲げた44の施策・事業のうち次に掲げるものについては、重点取組事業とは別に、施策・事業を効果的に実施するため、「可能な限り速やかな着手の必要性」および「関係機関・団体において将来的なビジョンを共有しながら取り組む必要性」に留意して取り組むものとします。

(1) 可能な限り速やかな着手が必要な施策・事業

屋島活性化の足がかりとして、以下の施策・事業については可能な限り速やかな着手を心がけ、実効性を高めるよう取り組みます。

- ・文化財の保存・整備・活用(36) ※屋嶋城跡, 千間堂跡等
- ・屋島のパンフレット・マップ等の作成(16)
- ・瀬戸内国際芸術祭との連携(5)
- ・現代源平屋島合戦絵巻の開催(4)
- ・推進組織の設置(27)

(2) 関係機関・団体において将来的なビジョンを共有しながら取り組む必要のある施策・事業

屋島の持続性のある活性化の観点から、以下の施策・事業についての実施に当たっては、関係機関・団体と将来的なビジョンを共有しながら、継続的に取り組みます。

- ・便益施設等の整備(33) ※史跡, 自然環境, 散策ルート等各種案内板
- ・北嶺の利活用(34) ※遊鶴亭・魚見台・千間堂跡等
- ・自然・歴史ガイドの育成(11)
- ・眺望を遮る樹木の剪定・伐採(35)

4 個別課題への対応

第2章第3項（15頁）において整理した課題のうち、個別課題である「廃屋撤去後の更地の利活用」，「水族館の老朽化」，「ドライブウェイを含む屋島山上へのアクセス」および「ケーブルまたはケーブル跡地，ケーブル跡施設の取扱い」については，その短期的な解決は困難であることから，長期的視野を持ち，関係機関等とも協議しながら，次のとおり適切に対応していくこととします。

(1) 廃屋撤去後の更地の利活用

別表で示された具体的施策・事業において実施することとしている，ビジターセンター〔ガイドンス施設〕や芝生公園，駐車場の拡充等の用地確保については，更地の利活用を念頭に取り組むこととし，まずは関係者に対して，屋島活性化の考え方に理解を求めていくこととします。

(2) 水族館の老朽化

昭和44年にオープンした屋島山上水族館は，屋島観光の黄金期の立役者となり，平成18年の新屋島水族館としてのリニューアルを経て，現在においても，屋島山上における集客や賑わいづくりに貢献しており，今後においては，当該事業者の意向を尊重しつつ，施設の存続に向けた協議を深めるとともに，屋島山上における集客施設の在り方について研究していきます。

(3) ドライブウェイを含む屋島山上へのアクセス

屋島への誘導策としては，歩いて楽しむ場所としての認知度を高めることに主眼を置き，山麓各方面からの登山道や遍路道の整備のほか，シャトルバスを含む公共交通機関の利用を促進するため，既存公共交通路線の最寄駅と山上までのアクセスの結節機能の強化やルート・便数での利便性の向上を図ります。

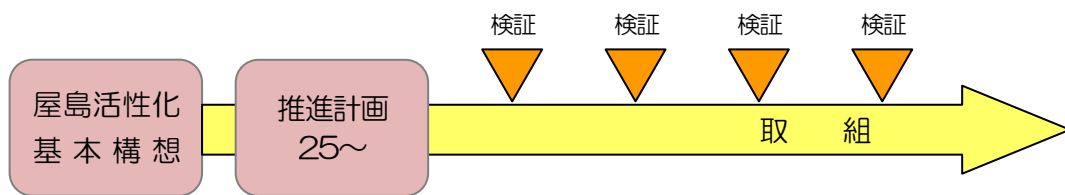
(4) ケーブルまたはケーブル跡地，ケーブル跡施設の取扱い

既存（軌道）敷地を可能な限り手を入れずに活用でき，法的制約等の面からもより実現性のある，山上までの自然林や眼下に広がる市街地の景観を歩いて楽しみながら山上に導く，登山道・遊歩道として整備することを念頭に，関係する行政機関が連携し，適切に対応していきます。

第5章 屋島活性化基本構想の実現に向けて

1 推進計画の作成

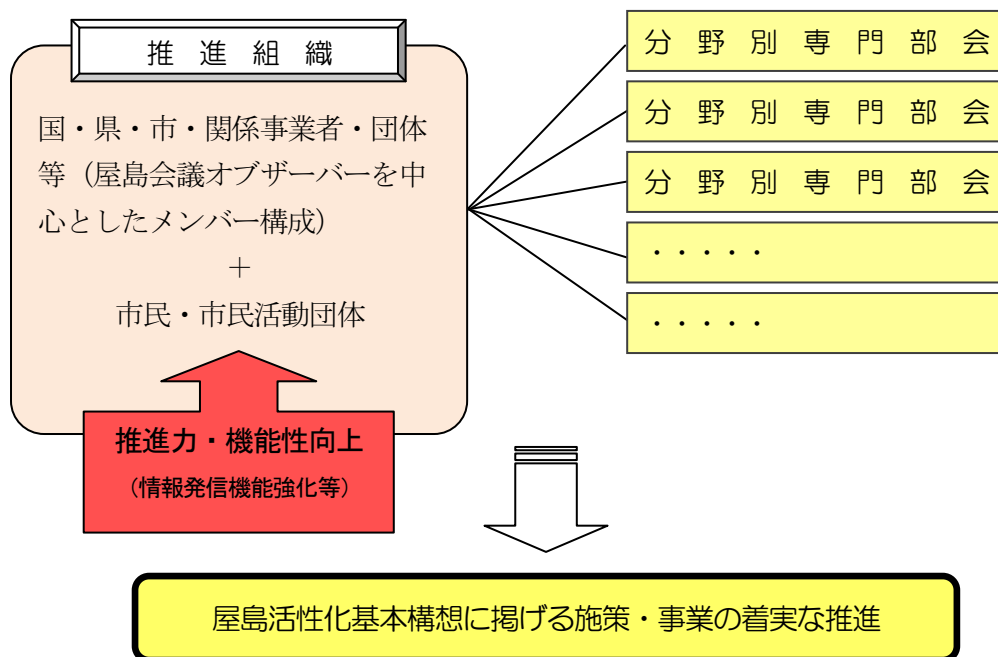
屋島活性化基本構想は、屋島の持続性のある活性化のための中・長期的なビジョンであることから、具体的施策・事業については平成25年度を始期とした推進計画を作成した上で取り組むものとし、毎年度、実施状況を検証しながら内容について適切に見直すこととします。



2 推進体制の考え方

基本構想に掲げる施策・事業を着実に推進するため、屋島会議にオブザーバーとして参画した関係機関・団体を中心メンバーに市民や市民活動団体の参画も得る中で、実行力の備わった推進組織を整備します。

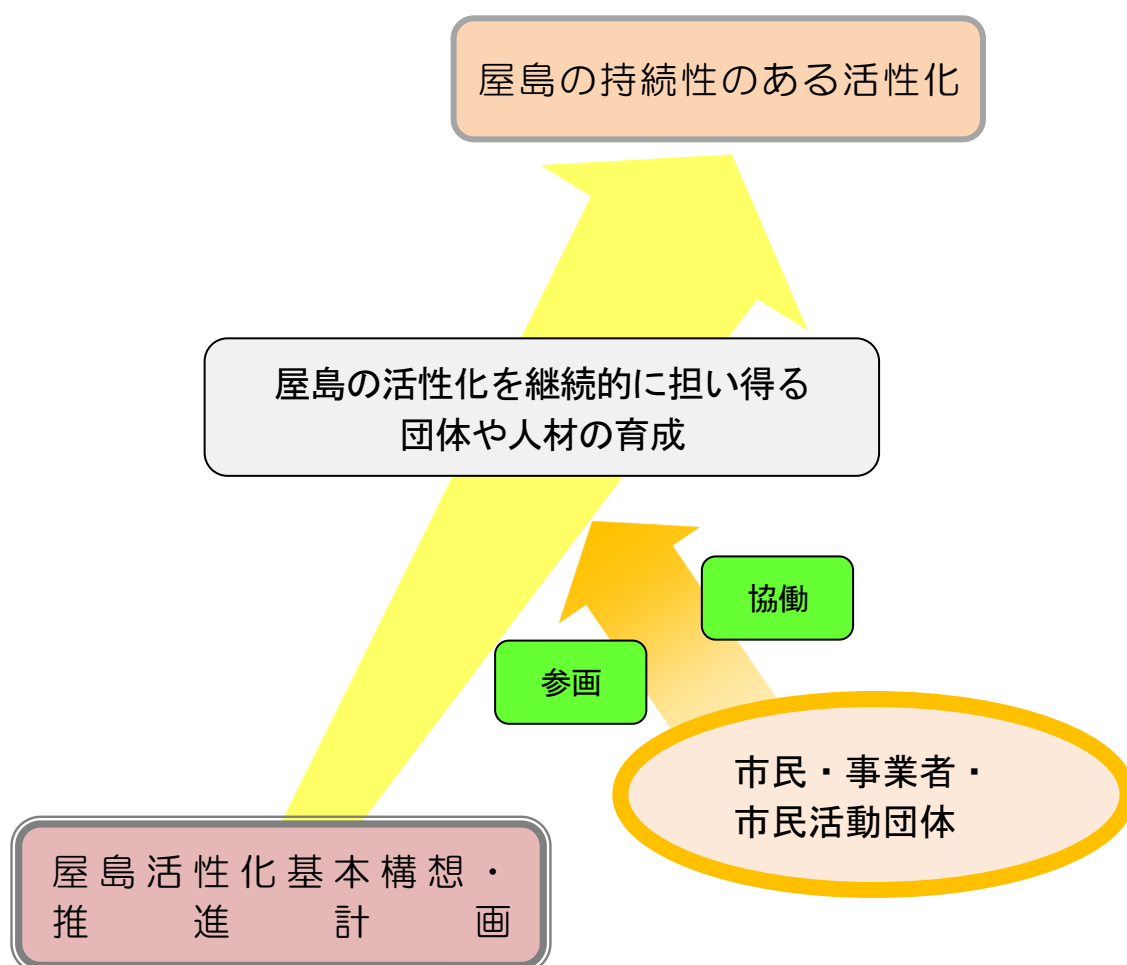
なお、整備に当たっては、施策等の分野別に専門部会を設けるほか、屋島に関する各種情報に関する集約や戦略的・効果的な発信機能を担うなど、屋島活性化に取り組む組織としての推進力や機能性を高める構成とします。



3 推進における参画と協働

屋島の活性化に向けた施策等の具体化に当たっては、屋島を本市の貴重な地域資源として、みんなで大切に保存・活用するという観点から、行政だけでなく、市民や事業者と一体となって進めることが必要であるという認識に立ち、市民や事業者の参画・協働の機会の提供に努めるなど、より多くの市民や事業者が主体的に関わることができるよう、屋島の再生へのムーブメントとしての機運の醸成を図ります。

また、活性化方策の持続的な取組のためには、行政だけでなく、市民主体、また、行政と市民との協働による推進が望ましいことから、将来的に、屋島の活性化を継続的に担い得るNPO法人等市民活動団体や人材の育成に努めます。



別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業

【注】表「期間」は事業等の着手から完了までに要する時間を「→」を用いて表現しており、短期は3年未満、中期は3年以上～6年未満、長期は6年以上で分類している。
 なお、●……▶ は事業等完了後も継続的な実施が必要なものを表している。

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
1	古代山城屋嶋城跡城門遺構の整備	●→						◎	日本書紀に天智天皇6(667)年築城の記述が見られ、規模や構造面において学術的な価値の高い「古代山城屋嶋城跡」の城門遺構の保存・整備に向け、石垣を解体・復元するもの。 (着手済:平成26年度工事完了・27年度公開予定)	・国庫補助金の関係等で順延する可能性あり。 ・一部用地について土地関係者の了承が必要。
2	天然記念物屋島の調査	●→					◎	◎	昭和9年に指定された天然記念物としての学術的価値について再評価し、その内容を今後の屋島の保存・公開・活用に生かすため、大学と連携し、地形・地質のほか、気象・生物・景観等の調査を実施するもの。 (着手済:平成24・25年度)	
3	古代山城サミットの開催	●→						◎	貴重な文化遺産・歴史資源である「古代山城屋嶋城跡」を内外に発信するとともに、関係自治体や市民の交流を図ることを目的とした第4回古代山城サミットを高松市において開催するもの。 (着手済:開催日:平成25年10月4・5日)	
4	現代源平屋島合戦絵巻の開催	●→			○			◎	源平合戦の古戦場としての知名度を全国に発信し、観光屋島の復活を図るため、市民参加のパレードや著名な演奏家による音楽イベント・現代版の合戦競技などを展開するもの。 (着手済:平成24年度:平成24年11月4日開催)	
5	瀬戸内国際芸術祭との連携 (高松港周辺における屋島での展開事業)	●→			○	○		◎	瀬戸内国際芸術祭の開催期間中、屋島の魅力向上を図るため、屋島山上での作品展開について同実行委員会と連携して実施するもの。 (瀬戸内国際芸術祭2013における作品展開について検討中)	
6	シンボルマーク等の作成	●→						◎	屋島に対する市民の愛着や誇りを醸成するとともに、屋島への認知度やイメージの向上を図るなどのため、屋島の宣伝等に用いるシンボルマーク等を市民公募の手法を用いるなどにより作成するもの。	
7	高松市景観計画の策定(変更) ※景観形成重点地区(屋島地区)の指定	●→						◎	屋島地域における重点的に良好な景観の形成に向けた規制・誘導を図るため、景観法に基づき平成24年3月に策定した「高松市景観計画」に定める「景観形成重点地区」として指定(追加)するもの。	

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
8	屋島陸上競技場の再整備	●→						◎	市民ぐるみのスポーツ振興、スポーツを通じた健康増進や住民相互の交流等の推進を図るため、本市および東讃地域で唯一の公認陸上競技場である屋島陸上競技場について、現施設の老朽度、施設・設備の整備状況等を踏まえて策定した基本構想、基本計画に基づき再整備するもの。 (着手済：平成24年度において実施設計策定中)	
9	遠足バス通行料の助成	●→						◎	屋島の魅力を幼少期に体験することにより、郷土愛と屋島への愛着を醸成するため、市内の小学校、幼稚園・保育所および子ども会、PTAが小学生以下の児童を対象とした遠足・レクリエーションの目的でドライブウェイを利用して屋島山上に登る場合にその通行料を補助するもの。	
10	屋島の森保全活動	●→	●→	→	◎	○		○	国立公園内の民有桧人工林を整備保全し、屋島の森林景観を保全するため、NPO法人と連携し、除伐、間伐、枝打などの森林づくり活動や、森林づくりを通じた環境教育活動を実施するもの。 (実施中：原則月1回活動)	
11	自然・歴史ガイドの育成	●→	●→	→	◎				屋島来訪者からの随時の要請に対応するとともに、自然や歴史・文化など屋島の魅力を内外に情報発信するため、既存の観光ボランティアガイドの充実確保とともに「語り部」となる人材を養成するもの。	
12	屋島に関する情報発信力の強化	●→	●→	→	○	○		◎	屋島の魅力を国内外に広く発信するため、屋島の景観や観光コースを紹介等するとともに、屋島を中心に活動している団体や関連施設等のホームページと相互にリンク化するなど、屋島に関するホームページを整備するとともに、他の媒体の活用も含めた情報戦略の強化を図っていくもの。	
13	自然探訪・史跡巡り等歩く行事の開催	●→	●→	→	◎	○			市民活動グループが中心となって、屋島の自然観察会や歴史勉強会等を定期的・継続的に開催するもの。 (実施中)	
14	探鳥会の開催	●→	●→	→	◎	○			関係市民団体において、屋島での探鳥会を定期的・継続的に開催するとともに、行政や学校、コミュニティ協議会等の依頼に基づき講師の派遣を行うもの。 (実施中)	

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
15	観光ルートの開発・商品化・宣伝	●	●	→		◎		○	屋島への観光客の増加を図るため、行政と事業者が連携し、屋島と市内の他の観光地とをネットワークで結ぶ新たな観光ルートを開発・商品化し、情報発信するもの。	
16	屋島のパンフレット・マップ等の作成	●	●	→				◎	観光情報の、より効果的な発信とPRの充実のため、屋島をテーマとした宣伝用ポスター・パンフレットを始め、年間行事カレンダーや散策マップ・目的別コースマップを作成するとともに、屋島ドライブウェイの料金所で配布することなどにより、山上での滞在時間を延ばす仕掛けづくりに活用するもの。	
17	周辺観光施設等との連携割引制度等の創設	●	●	→	○	◎		○	屋島来訪者へのサービス向上を図るため、山上を含む周辺の観光施設や公共施設と連携し、割引やプレゼント等の仕組みを創設するもの。	
18	定期シャトルバス路線の拡充	●	●	→		◎		○	現在、JR屋島駅・琴電屋島駅・屋島山上間を運行しているシャトルバスについて、より効果的なルートを検討・開発するとともに、山上での夕・夜景を十分楽しめる時間を確保できるよう運行時間・便数を見直すもの。	
19	市街地・多島美等景観ポイントの選定・公表	●	●	→	○	○		◎	屋島の景観の魅力を発信することにより、屋島に対する愛着の醸成を図るため、屋島山上から多島海や市街地の眺望ポイントおよび山容や豊かな緑を瀬戸内海や市街地から眺めるポイントを選定し、公表するもの。	
20	屋島陸上競技場等公共施設内や鉄道駅舎内での写真・マップの展示	●	●	→		○		◎	屋島近隣の公共施設や公共交通機関の利用者に対し、間接的に屋島の景観や特性等の魅力を発信するため、施設や駅舎等にビューポイント等の紹介などを掲示するもの。	
21	市民マラソン大会の開催	●	●	→	○	○		◎	新しい屋島陸上競技場の整備に合わせて、屋島の認知度を高めるため、源平合戦の古戦場や史跡天然記念物の屋島、多島美を誇る瀬戸内海など、屋島ならではの魅力が発信でき、多くのランナーが参加しやすいマラソン大会を開催するもの。	
22	屋島少年自然の家体験学習との連携	●	●	→	○			◎	屋島の特性・価値を次世代に継承していくため、市内ほとんどの小学校5学年で実施する屋島宿泊学習の中で、遍路道や登山道を上る体験や源平合戦由来の地を散策するなど、子どもたちが屋島に接する機会をつくるもの。	

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
23	遠足等コースの設定	●	→	→	○	○	○	◎	登山や散策を通して、屋島の自然に親しみ、関心を深めることにより屋島の特性・価値を次世代に継承していくため、小学校や子ども会等における遠足やレクリエーション行事等において屋島を活用するもの。	
24	子ども講座の開催	●	→	→	○	○	◎		屋島の特性・価値を次世代に継承していくため、高松市内の子どもたちを対象に、屋島および周辺地域と連携し、歴史・文化・芸術等の体験学習を定期的に行うもの。	
25	子ども向けパンフレット等の作成・活用	●	→	→			○	◎	幼少期から屋島への関心・探究心を育む環境をつくるため、子どもにも分かりやすい屋島のパンフレット等を作成し、活用するもの。	
26	屋島地域交流イベントの開催	●	→	→	○	◎		○	交流人口を増加させることにより、屋島地域の活性化を図るとともに、屋島の魅力についての認識を深めるため、屋島山上・庵治・牟礼・古高松地区を含む屋島広域で連携しての史跡巡り等地域主体の様々なイベントを定期的・継続的に開催するもの。 (実施中：夕・夜景フェスタ、満月まつり、ふれあい祭り庵治、むれ源平 石あかりロード)	
27	推進組織の設置	●	→	→	○	○	○	◎	屋島会議オブザーバーの参加を得て、会議での協議内容を熟知した者、また、実際に施策・事業に携わる者を構成メンバーとして、実行力の備わった推進体制を整備するもの。	
28	屋島活性化関係者会合の開催	●	→	→	○	○	○	◎	推進組織を始めとする関係機関等の有機的な連携によるネットワークを構築し、情報を一元化するとともに、基本構想の実現・進捗状況をチェックするため、屋島活性化関係者による会議を定期的に行うもの。	
29	学術的調査・研究講座の開催	●	→	→	○	○	○	◎	屋島の地形・地質・動植物等、自然環境等の価値を次世代に継承、発展させる人材を育成するなどのため、その学術的調査・研究についての講座を開講するもの。	
30	名勝についての調査・研究	●	→					◎	名勝の指定を視野に入れ、屋島における伝統的風景・人文的景観の抽出など、名勝に必要な調査・研究を実施するもの。	

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
31	史跡・天然記念物屋島保存管理計画の見直し	●	→		○			◎	現行の史跡・天然記念物屋島保存管理計画について、各種調査結果等に基づき、現行の管理基準を、「屋島を管理する基準」から、「屋島を活用する基準」への移行を目指した見直しを行うもの。	
32	ビジターセンター〔ガイダンス施設〕の整備	●	→					◎	屋島の魅力や源平合戦、屋嶋城等のガイダンス設備を備えるとともに、自然とのふれあい活動の場としても活用することにより、屋島を学び、魅力の再発見に資するため、観光的な側面と文化的な側面を合わせ持つ屋島の情報発信拠点としてビジターセンター（ガイダンス施設）を整備するもの。	・土地関係者の了承が必要。
33	便益施設等（史跡等案内板・東屋・ベンチ・トイレ）の整備	●	→					◎	文化観光の核として屋島の集客を図るに当たり、来訪者が心地よく滞在できる受け皿づくりとして、史跡や眺望等についての案内板、散策に伴う休憩所やトイレを整備するもの。	・土地関係者の了承が必要。
34	北嶺の利活用	●	→	●				◎	遊鶴亭や千間堂跡等を有する北嶺一帯を顕在化させるため、関係機関・団体が連携して、景観ポイントや史跡等を発掘し、散策コース設定等の仕掛けを講じるなど、来訪者が歩いて楽しめる環境を段階的に整備するもの。	
35	眺望を遮る樹木の剪定・伐採	●	→	●				◎	眺望を遮る樹木については、ビューポイントに関係機関・団体の協議により設定した上で、自然環境保護の観点にも留意しつつ、それぞれにおける眺望を確保するため、継続的な剪定と伐採を施すもの。	・土地関係者の了承が必要。
36	文化財の保存・整備・活用	●	→			◎		◎	屋島寺本堂や四国民家博物館内指定文化財等既指定の文化財のうち必要なものについて、その有する価値を顕在化させる活用を図るため、所有者と協議しながら、その保存・整備を推進するもの。	・屋島には史跡天然記念物以外に指定を受けた文化財もあるので、必要な保護措置を図る必要あり。 ・建物関係者の了承が必要。
37	史跡・天然記念物屋島基礎調査の実施	●	→				○	◎	屋島の歴史・文化的価値をさらに高めるため、屋島に所在する主要な文化財についての保存・整備に向けた調査・発掘を行うもの。 ◎主な対象文化財 屋嶋城跡（城門以外）、鶴羽神社境内遺跡、伝安徳天皇行宮跡、千間堂跡、屋島経塚、長崎鼻砲台跡、採石場跡、長崎鼻古墳等	・土地関係者の了承が必要。
38	讃岐ジオパーク構想との連携	●	→		○	○	◎	◎	屋島の貴重な地質遺産を保全し、教育や観光の振興に活用するため、讃岐ジオパークの認定に向けた取組と連携し、屋島の貴重な地質を始め自然、文化等資源に関する情報を収集するもの。	

No.	施策・事業名	期 間			実 施 の 主 体				概 要	課 題
		短期	中期	長期	市民、市民活動団体	民間	大学等	行政		
39	展望・芝生公園の整備	●	→		○	○		◎	屋島の特性の一つである貴重な自然と良好な眺望を活かし、家族連れ等が長く滞在できる環境づくりとして、展望台を利用した憩いの場としての芝生公園を整備するもの。	・土地関係者の了承が必要。
40	新屋島水族館等集客施設の充実	●	→			◎		○	関係事業者との協議を深め、その意向を尊重しつつ、存続に向けた改修等における法的制約への対応に積極的に関わるなど、関係機関において可能な支援に努める一方、屋島山上における集客施設の在り方について研究していくもの。	
41	山上駐車場の拡充	●	→			◎		○	ゴールデンウィーク等行楽シーズンにおける駐車場不足、またそれに起因する道路渋滞を解消するため、廃屋撤去後の更地を活用し、山上駐車場を拡充するもの。	・土地関係者の了承が必要。
42	近傍エリア臨時駐車場の確保	●	→			○		◎	ゴールデンウィークなど行楽シーズンの道路渋滞緩和方策として、シャトルバスによる山上へのアクセス利用の促進を図るため、山麓における臨時駐車場を確保するもの。	・適地の選定、確保と土地関係者の了承が必要。
43	登山道・遍路道等の整備	●	→		○	○		◎	山上へのアクセス手段の多様化への対応と歩いて楽しむ屋島への誘導を図るため、東側遍路道を再生させるとともに、現存する登山道を整備するもの。	・東側遍路道に関しては、ドライブウェイを横断するため、通行者の安全確保対策が必要。
44	多目的広場の整備	●	→		○	○		◎	屋島山上を身近に感じ、親しみのある空間として活用するため、屋島の特性を生かしたコンサート等のイベント等を開催できる多目的広場を整備するもの。	・適地の確保と土地関係者の了承が必要。

具体的施策・事業一覧

※具体的施策・事業の右側番号は「別表 屋島活性化に向けて実行すべき具体的施策・事業」(25～30頁)の通し番号である。



資料 屋島会議委員等名簿

<委員>

役職等	氏 名	所 属 等
会 長	植 田 和 弘	京都大学大学院経済学研究科教授
副会長	松 村 元 起	源平屋島地域運営協議会会長 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長
委 員	池 田 政 信	高松屋島ライオンズクラブ前会長
	井 上 雅 子	インテリアデザイナー
	岩 佐 武 彦	高松商工会議所地域振興委員会副委員長
	上 杉 和 央	京都府立大学文学部准教授
	梅 原 利 之	社団法人香川県観光協会会長
	小 川 加代子	元気Y A S H I M Aを創ろう会副会長
	喜 田 清 美	高松市コミュニティ協議会連合会
	木 太 義 治	公募委員
	竹 内 麗 子	社団法人香川経済同友会副代表幹事
	新 谷 稔	公募委員
	林 幸 稔	建築家
	藤 岡 純 子	公募委員
	増 田 拓 朗	香川大学工学部長
	増 渕 徹	京都橘大学文学部教授
	蓑 豊	兵庫県立美術館館長

(50音順)

<オブザーバー>

氏 名	所 属 等
中 井 龍 照	屋島寺住職
佐 藤 正 知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
西 村 秀 雄	四国森林管理局香川森林管理事務所長 (平成 23 年度)
眞 鍋 宏 二	〃 (平成 24 年度)
谷 本 輝 重	国土交通省四国運輸局企画観光部観光地域振興課長
塚 田 源一郎	環境省中国四国地方環境事務所高松事務所長
足 立 晃 一	〃 (平成 24 年 7 月～)
田 川 正 剛	香川県環境森林部みどり保全課長
内 田 裕 幸	香川県商工労働部観光交流局観光振興課長
炭 井 宏 秋	香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課長
吉 良 次 雄	四国旅客鉄道株式会社常務取締役営業部長 (平成 23 年度)
矢 田 栄 一	四国旅客鉄道株式会社鉄道事業本部営業部長 (平成 24 年度)
塩野谷 毅	高松琴平電気鉄道株式会社常務取締役
浜 田 芳 雅	屋島山上観光協会会長
三 井 文 博	公益財団法人四国民家博物館理事

資料 屋島会議開催経過

回数	開催日	議事内容
第1回	平成23年8月29日(月)	・会長・副会長の選任 ・屋島活性化基本構想(仮称)および検討スケジュールについて ・現地視察
第2回	平成23年10月25日(火)	・スケジュール(案)について ・屋島活性化の基本的方向性の検討
第3回	平成24年1月22日(日)	・屋島活性化の基本的方向性について ・基本方針(案)について
第4回	平成24年3月1日(木)	・屋島活性化基本構想(仮称)中間報告書(案)について
第5回	平成24年6月24日(日)	・屋島活性化基本構想(仮称)の構成について ・基本方針の展開について ・活性化方策の方向性について
第6回	平成24年9月3日(月)	・基本構想(案)について ・基本的考え方 ・屋島活性化に向けた具体的方策 ・屋島活性化基本構想の実現に向けて
第7回	平成24年11月19日(月)	・屋島活性化基本構想(仮称)最終報告(案)について

資料 屋島の歴史年表

(『 』は出典)

西暦	年号	主な出来事
弥生時代		屋島山上，南嶺，北嶺において集落が出現する。
		「豊玉姫命浦生の地に來たり，盧茲草葺不合尊を生み給ふ。豊玉姫命八尋の參殿を造らせ給ひしかば島の名を八尋島と云ふ。後世に至り山容家の形に似たる故を以て屋島と云へり」『香川縣神社誌』ほか
古墳時代前期		浜北1号墳が築造される。
古墳時代中期		長崎鼻古墳が築造される。石棺は阿蘇より運び込まれた。5世紀初頭の古墳と推定できる。
古墳時代後期		屋島中央西古墳，同東古墳等の横穴式石室墳が屋島南麓地帯に築かれる。
古墳時代後期（推定）		鵜羽神社境内より製塩土器が出土する。
667	天智天皇 6	屋嶋城が築城される。「是の月（11月），倭國の高安城，讃吉國山田郡の屋嶋城，對馬國の金田城を築く」『日本書紀』
754	天平勝宝 6	鑑真，屋島寺を開基し，屋島北嶺の地に堂宇を構えたと伝えられる。『屋島寺龍巖勸進帳』 鑑真の弟子空鉢恵雲律師先師の靈跡に堂宇僧坊を構え初代住持となる。『金毘羅參詣名所図会』
810	弘仁元	空海，北嶺の堂宇を南嶺の地に遷して真言密教の道場とする。『四国遍路日記』
平安時代中期		屋島寺本尊である木造千手観音坐像がつくられる。
859	貞観元	豊前宇佐八幡宮より山城石清水八幡宮への神霊遷座のとき檀の浦に一時滞留した跡を，大宮八幡神社とする。後，現在地に移転。『香川縣神社誌』
937	承平 7	屋島南麓に大宮八幡神社が創建される。『香川縣神社誌』
10世紀初頭		屋島北嶺に小堂・千間堂が建てられた。
平安時代後期		大宮八幡神社境内に経塚が構築された。
平安時代末期頃		屋島寺境内から平安時代末頃の瓦が出土する。この頃，屋島寺が北嶺から南嶺の現在地に移転されたものと推定される。
1183	寿永 2	平氏，屋島東麓に内裏と陣屋を構える。『平家物語』等
1184	寿永 3	讃岐の在庁官人藤太夫資光等14名，源氏方に属する。『吾妻鏡』
1185	元暦 2 (文治元)	屋島檀ノ浦において，源平合戦が行われる。『平家物語』等 継信最後，扇の的，弓流し，鋳引
1223	貞応 2	屋島寺梵鐘が鑄造される。『梵鐘銘文』
鎌倉時代末期		屋島寺本堂が建立される。『重要文化財屋島寺本堂修理工事報告書』
1335	建武 2	屋島南麓の喜岡城主高松頼重，細川定禅と戦い敗れる。頼重「矢嶋ノ麓ニ打寄テ國中ノ勢ヲ催」。『太平記』
1389	康応元	「讃岐国にもなりぬ やつま（家妻）といふ嶋わあり 此しまは人の家のつまむきに似たるゆへにいふとなり」『鹿苑院殿嚴島詣記』
1391	明德 2	『西大寺末寺帳』に屋島寺の名。「屋島普賢寺」
室町中期		世阿弥(1363～1443)の謡曲「屋島」の成立。
1445	文安 2	『兵庫北関入船納帳』に方本の地名が見える。塩の積出しが顕著(十河氏の直轄地か(推定))
1524	大永 4	屋島寺梵鐘，一時金倉寺(善通寺市)に移される。『梵鐘銘文』

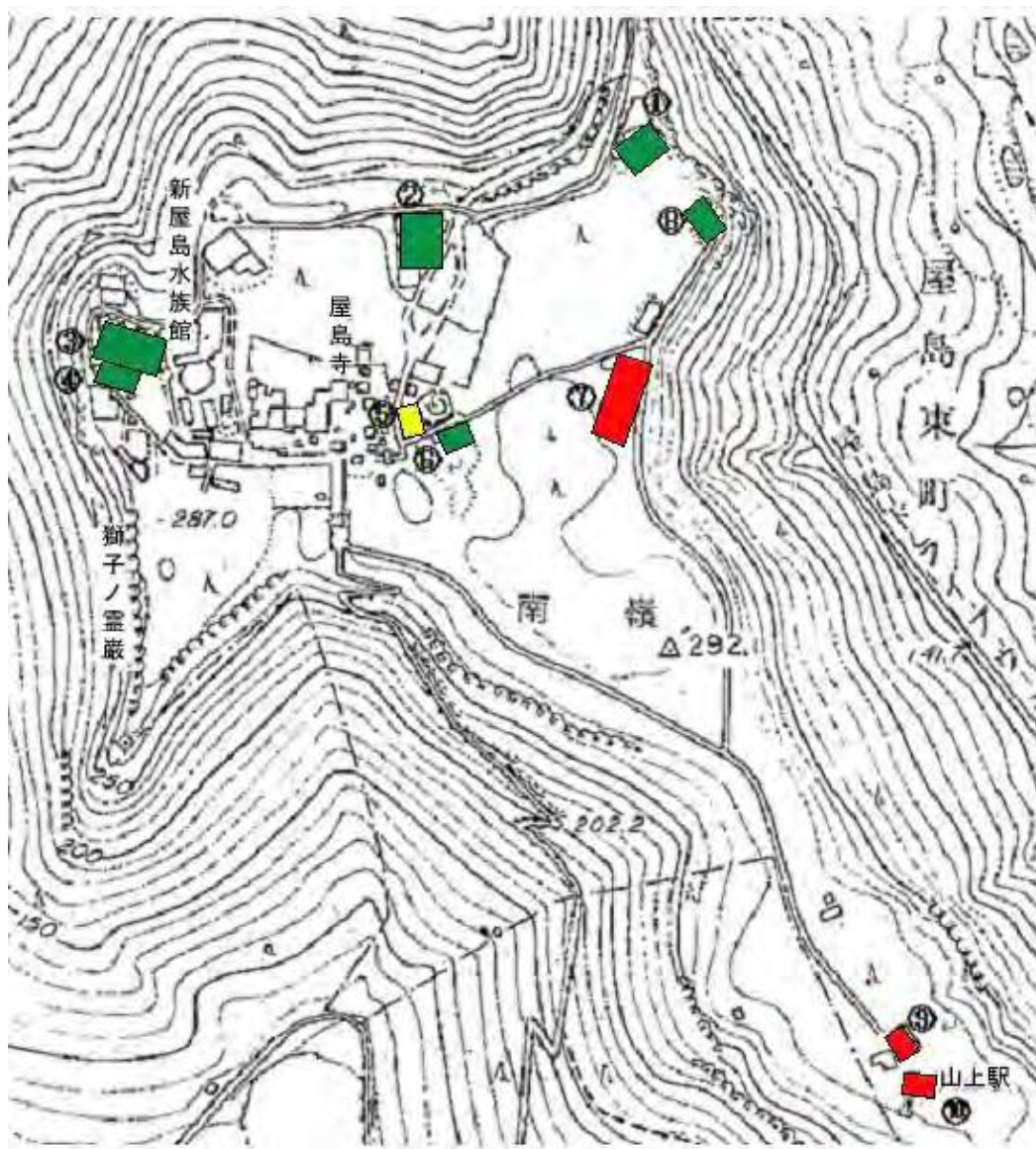
西暦	年号	主な出来事
1565	永禄 8	『さぬきの道者一円日記』に「かた本ノ里，八嶋寺，にしかたもと」とある。
1584	天正12	十河存保，長宗我部軍に攻められ十河城を捨て，屋島を経て京に逃亡する。『南海通記』
1585	天正13	宇喜多秀家・黒田孝高の四国平定の軍，屋島に上陸し，南麓の喜岡城主高松左馬助頼邑を攻撃して敗死させる。『南海通記』
1601	慶長 6	屋島寺高25石を安堵される。『生駒一正安堵状』
1610	慶長15	生駒一正，屋島寺の堂再建を助力する。『生駒一正屋島寺堂建立の覚』
1612	慶長17	屋島寺所蔵の『源平屋島檀浦合戦縁起』奥書に慶長17年とある。同縁起には赤牛渡等の『平家物語』等にはないエピソードが記載される。
1618	元和 4	龍巖上人，屋島寺本堂の解体修理を行う。大部分古材を採用した修理であった。『重要文化財屋島寺本堂修理工事報告書』
1633	寛永10	『讃岐国絵図』に木太西片本，古高松東片本，古高松赤羽崎，古高松浦生と書き込まれている。
1637	寛永14	生駒高俊が西嶋八兵衛に命じ，高松城下の東から屋島までの海岸地帯を造成する。『翁姫夜話』 「屋島相引に，生駒氏の下知により，堤波を作り塩屋となす」このとき「相引の瀬」が埋め立てられる。『讃岐国大日記』
1642	寛永19	屋島から塩の小物成（付加税）を納める。西片本浜塩51石 9 斗余，赤場崎塩 61石 3 斗余，屋島浦真綿200匁塩 5 石 6 斗余。『小物成帳』
1643	寛永20	初代高松藩主松平頼重によって，遍路道沿いに佐藤継信の碑が建てられる。『岡部拙斎撰文』
寛永年間		古浜（西潟元浜，東潟元浜，赤牛崎浜，屋島浦浜）が築造される。『屋島風土記』
1647	正保 4	松平頼重，陸続きとなった屋島相引の地に相引川を切り開く。『讃岐国大日記』
1648	慶安元	松平頼重，屋島南麓を走る志度街道を大路として改修する。『英公外記』
1653	承応 2	澄禅の『四国遍路日記』によれば，高松城下から屋島までは干潮のときに一里半ばかり，満潮のときには三里である。屋島の麓から寺までは十八町。
1667	寛文 7	松平頼重，松島から潟元までの間に堤防を築いて新田を開く。『英公外記』
万治年間		屋島経塚が発掘される。一切経が発見され再び埋納された。『讃岐国名勝図会』
1684	貞享元	西潟元村の村高71石余。東潟元村の村高107石余。屋島村の村高70石余。『貞享元年高辻帳』
1684～1704 （貞享・元禄年間）		一般民衆の間に四国遍路が盛行し，屋島寺が第84番札所となる。以降，遍路道が整備される。『四国辺路道指南』
1726	享保11	屋島寺への遍路道に丁石が整備される。現在，14基が残る。屋島寺から八栗寺に下る遍路道には享保11年，14年に建てられた 9 基の丁石がある。『屋島風土記』
1747	延享元	高松藩，檀之浦の新塩浜築造に取りかかる。『穆公外記』

西暦	年号	主な出来事
1753	宝暦 3	屋島西岸に塩田を築くことが農民より藩に要望された。五代藩主頼恭の命によって、工事が開始される。藩側の工事担当は木村亘。工事の遂行者は梶原景弼。『松平家歴世年譜』
1755	宝暦 5	屋島西岸に亥浜塩田が開かれる。『高松藩記』
1756	宝暦 6	亥浜塩田の南側に子浜塩田が開かれる。『屋島風土記』 梶原景弼、塩竈神社を創祀する。『讃岐国名勝図会』
1805	文化 2	初代三谷林叟、屋島に移り窯を設ける。『香川県立ミュージアム解説シート 陶工たちの幕末・明治』
1808	文化 5	伊能忠敬、屋島沿岸を測量する。『海岸測量日記』
1815	文化12	8代高松藩主松平頼儀、屋島南麓に屋島東照宮を建立する。『高松藩記』
1834	天保 5	亥の浜の北側に潟元新浜塩田が開かれる。『屋島風土記』
1835	天保 6	屋島東岸に檀之浦浜（柏納屋浜）塩田が開かれる。『屋島風土記』
1838	天保 9	西潟元村の戸数433戸、人口1,798人。東潟元村の戸数133戸、人口492人。 屋島村の戸数182戸、人口969人。『御巡見一条万覚書』
1858	安政 5	潟元村（東潟元村、西潟元村）507石余。屋島村の村高116石余。『安政 5 年 高辻帳』
1863	文久 3	藤川三溪、藩命により屋島長崎鼻に砲台を築く。
江戸時代後期		『東讃郡村免名録』によれば、屋島は「西潟元村、東潟元村、屋島村」に分かれていた。
1872	明治 5	全国区画編成法により屋島は、東潟元村と西潟元村が一つの区に、屋島村が 新田村と古高松村とともに一つの区にそれぞれ編成された。
1872	明治 5	亥の浜、子の浜の西側に屋島浜塩田が開かれる。
1874	明治 7	東潟元村、西潟元村、屋島村は、新田村、古高松村、庵治浜村、庵治陸村と ともに山田郡の第16大区内の第5小区となる。
1875	明治 8	冠嶽神社、屋島神社と正式に名乗る。
1887	明治20	潟元の塩田所有者、十州塩田組合を脱退して採塩事業を強行し、休浜反対運 動を展開する。 西潟元小学校に改称し、西潟元・屋島・浦生に各簡易小学校を設ける。（屋 島小学校創立）
1890	明治23	西潟元村・東潟元村・屋島村の三箇村が合併して潟元村となる。
1893	明治26	志度街道が県道浜道線となる。
1897	明治30	屋島東岸、檀之浦浜の北側に立石浜塩田が開かれる。屋島における最後の塩 田。 村雨尼により屋島東側の展望台が談古嶺と名付けられる。
1903	明治36	皇太子殿下(後の大正天皇)、屋島山上を訪れる。
1908	明治41	皇太子殿下屋島登山記念の運動場が山上に完成する。
1911	明治44	高松・志度間に東讃電気軌道が開通して西潟元駅と屋島駅が設けられる。
1918	大正 7	潟元・木太塩田で労働争議が起き、高松市での米騒動の引き金となる。
1920	大正 9	屋島が香川県立国定公園に指定される。 潟元村が、屋島村に改称される。 県道浜道線が国道22号に格上げされる。

西暦	年号	主な出来事
1922	大正11	屋島山上北嶺を巡る回遊路が完成する。 皇太子殿下(後の昭和天皇)、屋島山上を訪れる。
1923	大正12	良子女王殿下(香淳皇后)、屋島山上を訪れる。屋島北端を遊鶴亭と名付けられる。 獅子之霊巖、談古嶺とともに屋島の三大展望台。
1925	大正14	高松・志度間に鉄道が開通して、屋島駅が設けられる。
1929	昭和 4	屋島ケーブルが開業する。
1931	昭和 6	佐藤継信の墓(牟礼町牟礼)、射落島を継信三十世の子孫佐藤信古が整備する。
1933	昭和 8	屋島村が屋島町となる。
1934	昭和 9	屋島が瀬戸内海国立公園に指定される。 屋島が史跡及び天然記念物に指定される。
1935	昭和10	屋島山麓を回る一周道路が開通する。
1936	昭和11	屋島登山道および山上南嶺を巡る回遊道路の舗装工事が完成する。
1939	昭和14	国道22号高松・牟礼間のコンクリート舗装が完了し、別名「観光道路」と呼ばれる。
1940	昭和15	屋島町が高松市に編入される。
1943	昭和18	戦争の激化に伴い、屋島ケーブルが閉鎖される。
1945	昭和20	4月頃、屋島に秘匿飛行場が設置された。 高松空襲による罹災者のほか、海外引き揚げ者、復員者等により屋島地区の人口が一時的に急増する。 屋島沖で小豆島定期航路女神丸が米戦闘機から機銃掃射を受け、多くの死傷者を出す。女神丸事件。
1947	昭和22	屋島小学校に改称する。 屋島中学校が創立する。
1949	昭和24	英国の詩人エドモンド・ブランデン「屋島を訪ねて」を作る。
1950	昭和25	戦争によって閉鎖されていた屋島ケーブルが営業運転を再開する。
1951	昭和26	屋島塩業協同組合が設立される。
1952	昭和27	国道22号が国道11号に名称変更される。
1953	昭和28	屋島西町に屋島塩業協同組合による真空式製塩工場が完成する。 屋島陸上競技場が完成し、第8回国民体育大会開会式が行われる。
1954	昭和29	屋島山上へ水道送水が行われ、山上地区の水不足が解消する。
1955	昭和30	屋島寺所蔵の木造千手観音坐像が国の重要文化財に指定される。 屋島寺本堂が国の重要文化財に指定される。
1957	昭和32	屋島塩業協同組合の湧元新浜・亥浜・子浜・屋島浜の各塩田が流下式塩田への転換を終える。
1960	昭和35	屋島塩業協同組合の製塩業が採かん過程のみに縮小される。
1961	昭和36	屋島ドライブウェイが開通する。
1963	昭和38	屋島東町に瀬戸内海栽培漁業センター屋島事業場が完成する。
1967	昭和42	屋島寺所蔵の梵鐘が国の重要文化財に指定される。
1969	昭和44	屋島山上水族館が開館する。
1970	昭和45	香川県水産試験場が屋島東町に移る。

西暦	年号	主な出来事
1971	昭和46	塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法が公布され、屋島東西沿岸の塩田は全て廃止される。 屋島東町に香川県水産試験場が完成する。 香川県中央都市計画区域が定められ、屋島地区でも市街化区域および市街化調整区域の線引きが行われる。
1972	昭和47	屋島に過去最高の246万人もの観光客が訪れ、観光の黄金期を迎える。
1973	昭和48	屋島中町の屋島神社社殿が全焼する。
1973～1981 (昭和48～56)		屋島西町の廃止塩田跡地に土地区画整理事業が実施される。 (このころから屋島山麓部の市街化と人口増加が進む。)
1975	昭和50	屋島東町に屋島少年自然の家が開館する。
1976	昭和51	香川県が史跡天然記念物屋島保存管理計画を策定する。 屋島南麓に財団法人四国民家博物館が開館する。
1982	昭和57	屋島分校が屋島東小学校として本校から独立する。 屋島西町に東部下水処理場が完成する。 屋島西町に都市計画道路高松海岸線が開通する。
1983	昭和58	屋島西小学校が本校から分離・開校する。
1985	昭和60	源平フェスティバル（源平合戦八〇〇年祭）が開催される。
1986	昭和61	屋島西町に都市計画道路屋島東山崎線が開通する。
1998	平成10	屋島南嶺において、民間研究者が屋嶋城跡の石垣を確認する。
2000	平成12	屋島北嶺において、千間堂跡の仏堂跡を確認する。
2002	平成14	屋島南嶺において、高松市教育委員会が屋嶋城跡の城門遺構を確認する。
2004	平成16	屋島ケーブルが休止される。 高松市が史跡天然記念物屋島保存管理計画を改訂する。
2005	平成17	屋島ケーブルが廃止される。
2006	平成18	新屋島水族館がリニューアルオープンする。 屋島山上シャトルバスの運行を開始する。
2008	平成20	J R屋島駅に観光案内スペースを設置する。

資料 屋島山上廃屋施設の状況



番号	区分	施設名	備考	番号	区分	施設名	備考
1	緑	ホテル源平	H22.4 撤去完了	6	緑	与八茶屋	H21.11 撤去完了
2	緑	屋島レストセンターYC（うどんの館を含む。）	H23.6 撤去完了	7	赤	ホテル甚五郎	
3	緑	屋島館	H23.9 撤去完了	8	緑	檀ノ浦旅館	H22.7 撤去完了
4	緑	松観荘	H23.9 撤去完了	9	赤	宮地商店	
5	黄	血の池茶屋	現在一部はボランティアガイド詰所として利用中	10	赤	山上駅	

緑	撤去済み建物	赤	廃屋	黄	現在一部廃屋・一部利用中の建物
---	--------	---	----	---	-----------------

(平成 24 年 10 月 1 日現在 高松市観光交流課調べ)